

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月27日

【事業年度】 第61期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

【会社名】 応用地質株式会社

【英訳名】 OYO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 成田 賢

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田美土代町7番地

【電話番号】 03(5577)4501

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員事務本部長 平嶋 優一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田美土代町7番地

【電話番号】 03(5577)4501

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員事務本部長 平嶋 優一

【縦覧に供する場所】 応用地質株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目12番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年3月27日に提出いたしました第61期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

コーポレート・ガバナンスの体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、経営効率の維持・向上のため、当社事業に精通した取締役5名と、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員の社外取締役3名、そして、常勤監査役2名と独立役員である社外監査役2名で取締役会を構成しております。加えて、執行役員制度を導入しており、機能の特化、意思決定の迅速化、監督・監視機能の強化を図っております。また、当社では、独立役員である3名の社外取締役と2名の社外監査役が、幅広い見識や豊富な経験を活かし、重要な経営事項に関して独立的・中立的視野から意見・助言を行っております。さらに各監査役は、会計監査人や内部監査部門と密接に連携をとりながら、監査役監査を遂行しております。

以上のように、経営の透明性、公正性の維持・強化と効率化が図られ、重要な経営事項について客観的かつ十分な議論ができることから現状の体制を採用しております。

イ．会社機関の内容

(中略)

監査役会

監査役会は、監査役4名で構成され、うち2名は独立役員である社外監査役であります(平成30年3月27日現在)。また、監査役会は原則として月に1回開催されており、監査役は取締役会にも原則として全て出席し、取締役の職務執行の適正性及び妥当性について経営の監視を行う体制となっております。常勤監査役は随時、本社・事業所の各部署において必要な業務監査を実施しております。

(中略)

社外取締役及び社外監査役と提出会社との関係

当社は、平成30年3月27日の第61回定時株主総会で、社外取締役3名及び、社外監査役1名を選任しており、第58回定時株主総会で選任した社外監査役1名と合せて、5名の社外役員が就任しております。なお、当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準を、コーポレートガバナンス基本方針の中で定めており、当社WEBSITE (<http://www.oyo.co.jp/>) に掲載しております。また、当社の5名の社外役員は、東京証券取引所が定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

(中略)

また、当社の社外監査役である酒井忠司氏は、過去に当社のメインバンクである(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)に在籍しておりましたが、退社後10年以上経過しており、出身銀行の影響を受ける立場にありません。また、当社並びに当社グループは、全連結会計年度において、みずほ銀行から借入金はなく借入金残高もありません。当社の社外監査役である内藤潤氏は、弁護士であり、長島・大野・常松法律事務所^(株)に在籍しており、同氏及び同法律事務所と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。また内藤潤氏は、イノテック(株)の社外役員を兼職しており、同社において現在も過去においても業務執行者ではありません。当社とイノテックには、人的関係、資本關係、取引關係その他利害関係はありません。

当社は、当社の業務に高い知識と見識を持つ取締役と、行政又は他企業で要職を経験した独立役員3名の社外取締役が経営にあたることで、一般株主と利益相反が生じることなく経営の適正性と効率性を高めるのに効果的であると考えております。また、社外取締役に加えて、独立性を有する社外監査役2名が、法令遵守という観点から客観的かつ中立的な視点で経営を監視し、金融機関において培われた、又は弁護士としての経験や知識を活かして、当社の監査体制の更なる強化を図っております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

コーポレート・ガバナンスの体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、経営効率の維持・向上のため、当社事業に精通した取締役5名と、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員の社外取締役3名、そして、常勤監査役2名と社外監査役2名(うち1名独立委員)で取締役会を構成(平成30年3月27日現在)しております。加えて、執行役員制度を導入しており、機能の特化、意思決定の迅速化、監督・監視機能の強化を図っております。また、当社では、社外取締役と社外監査役が、幅広い見識や豊富な経験を活かし、重要な経営事項に関して独立的・中立的視野から意見・助言を行っております。さらに各監査役は、会計監査人や内部監査部門と密接に連携をとりながら、監査役監査を遂行しております。

以上のように、経営の透明性、公正性の維持・強化と効率化が図られ、重要な経営事項について客観的かつ十分な議論ができることから現状の体制を採用しております。

イ．会社機関の内容

(中略)

監査役会

監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役2名(うち1名独立委員)で構成(平成30年3月27日現在)されています。また、監査役会は原則として月に1回開催されており、監査役は取締役会にも原則として全て出席し、取締役の職務執行の適正性及び妥当性について経営の監視を行う体制となっております。常勤監査役は随時、本社・事業所の各部署において必要な業務監査を実施しております。

(中略)

社外取締役及び社外監査役と提出会社との関係

当社は、平成30年3月27日の第61回定時株主総会で、社外取締役3名及び、社外監査役1名を選任しており、第58回定時株主総会で選任した社外監査役1名と合せて、5名の社外役員が就任しております。なお、当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準を、コーポレートガバナンス基本方針の中で定めており、当社WEBSITE(<http://www.oyo.co.jp/>)に掲載しております。また、当社の3名の社外取締役全員と社外監査役1名を、東京証券取引所が定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

(中略)

また、当社の社外監査役である酒井忠司氏は、前述の当社の独立性に関する基準に適合していないことから、東京証券取引所が定める独立委員として、東京証券取引所に届け出ておりません。当社の社外監査役である内藤潤氏は、弁護士であり、長島・大野・常松法律事務所に在籍しており、同氏及び同法律事務所と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。また内藤潤氏は、イノテック(株)の社外役員を兼職しており、同社において現在も過去においても業務執行者ではありません。当社とイノテックには、人的関係、資本関係、取引関係その他利害関係はありません。

当社は、当社の業務に高い知識と見識を持つ取締役と、行政又は他企業で要職を経験した独立役員3名の社外取締役が経営にあたることで、一般株主と利益相反が生じること無く経営の適正性と効率性を高めるのに効果的であると考えております。また、社外取締役に加えて、社外監査役2名が、法令遵守という観点から客観的かつ中立的な視点で経営を監視し、金融機関において培われた、又は弁護士としての経験や知識を活かして、当社の監査体制の更なる強化を図っております。

(後略)